

不登校児童生徒の ICT を活用した学習活動の出席扱いに関するガイドラインについて

児童生徒及び保護者のみなさま

石狩市の不登校児童生徒数は、8年連続で増加し、不登校の期間も長期化している傾向が見られます。不登校となった場合でも、児童生徒の教育機会を確保し、学習意欲の維持・向上等に向け、児童生徒、保護者や学校が一体となった支援への環境づくりが必要と考えています。

石狩市教育委員会では、6つの要件※を満たした中で、自宅においてオンラインにより授業の視聴をする学習活動等をした場合は、学校長の判断により、出席扱いできることをガイドラインで定めています。ガイドラインは、不登校の時期における児童生徒の学習活動が適切に評価されるような環境づくりとなるように作成したものであります。不登校の時期にある子どもの多様な方法での学習の機会をどのようにしていくのかを学校と相談していただくようお願いいたします。

ICTによる学習活動が出席扱いとなるための6つの要件※(石狩市教育委員会ガイドラインより)

- 1 児童生徒が教育支援センター（ふらっとくらぶ）や民間施設において、相談・指導を受けられない場合
- 2 自宅におけるICTを活用した学習活動
- 3 定期的かつ継続的な児童生徒への対面指導の実施
- 4 保護者と学校との十分な連携・協力関係
- 5 学習活動の書面等による確認
- 6 当該学習の計画や内容が学校の教育課程に照らし適切と判断される場合、学習活動の成果を評価に反映

■不登校について

本市の状況

- ・本市不登校の児童生徒数は、8年連続増加
- ・不登校状況の継続化・長期化している状況も多い

不登校に対する基本的な考え方

- ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るもの
- ・不登校そのものは問題的な行動ではない
- ・個々の不登校児童生徒の状況に応じた多様な支援が必要

石狩市の不登校児童生徒数の推移

